

I C T活用工事（土工）実施要領の改正について

令和3年3月31日
県土整備部技術企画課

県土整備部では、建設工事におけるI C T活用工事について、建設現場における生産性向上に向け、平成29年7月から「土工」について試行を行い、令和2年4月より「I C T活用工事（土工）実施要領」を制定し、本格運用を行っています。
今回、下記のとおり実施要領を改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正等の概要

(1) 部分的なI C T施工技術を活用する簡易型I C T活用工事の追加

これまでは、以下に示す①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用する工事をI C T活用工事（土工）の対象としていた。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

今回、施工者希望型として発注した工事については、①～⑤の部分的な活用を認めることとする。ただし、②、④及び⑤は、必須とする。

2 適用工事

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

※詳細は「I C T活用工事（土工）実施要領（令和3年3月31日制定）」を御覧ください。

宮崎県ホームページから入手できます。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/ict-dokou.html>)

問合せ先

宮崎県県土整備部 技術企画課 技術調整担当

電話 0985-26-7178